

平成26年度札幌市保健所運営協議会

議事録

日 時：平成26年11月13日（木）午後6時30分開会
場 所：W E S T 1 9（札幌市保健所）2階 大会議室

1. 開　　会

○事務局（吉川健康企画課長）　皆さん、おばんでございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいてございます保健所健康企画課長の吉川でございます。

議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本協議会は、公開で開催してございます。また、議事の内容につきましては、議事録としまして札幌市のホームページで公開することとなってございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

昨年に協議会自体の役員改選を終えたところですが、今年度に入りまして所属の団体で改選がございまして、新たに5名の委員をお迎えすることになりました。

新任の委員の方につきましては、後ほどご紹介させていただきます。また、新任の委員の皆様には、委嘱状を略式にて交付させていただきましたことをご了承いただきたいと存じます。

それでは、本日の欠席委員のご報告でございます。

岸玲子副委員長、竹内伸仁委員の2名の方から所用により欠席する旨の連絡をいただいてございます。

したがいまして、委員14名中12名の出席となりますので、過半数を超えたことから、協議会が成立することをご報告申し上げます。

次に、お配りしています資料の確認でございます。

左には、次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、ちょっと厚めの平成26年度事業概要をお配りしてございます。また、右には、今回報告させていただく議題の説明資料といたしまして、パワーポイント等のスライド4部を机上に配付させていただいてございます。

資料は、よろしいでしょうか。

2. 保健福祉局医務監挨拶

○事務局（吉川健康企画課長）　それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局医務監の館石よりご挨拶を申し上げます。

○館石保健福祉局医務監　皆さん、おばんでございます。

保健福祉局医務監の館石と申します。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、季節柄、大変お忙しい中、保健所運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろから、札幌市の保健福祉行政を初めとする市政全般にわたって、いろいろな形でご支援とご協力をいただいておりますこ

とを厚くお礼を申し上げたいと存じます。

ただいま司会からもご説明を申し上げましたけれども、委員の改選につきましては昨年に終えたところですが、5名の方が任期途中で退任されましたので、新たに5名の方を委員としてお迎えいたしました。新任委員としてご就任いただく皆様には、委員就任についてご快諾いただきましたことを改めてお礼申し上げたいと思います。

この協議会は、札幌市の地域保健並びに保健所の運営に関してご審議をいただくものでございまして、条例に基づいて設置している札幌市の附属機関です。

本年度は、既に皆様にご案内させていただきましたが、さっぽろ医療計画の中間評価について、そのほか2項目についてご報告させていただくほか、当協議会の専門部会として設置いたしました札幌市動物愛護管理のあり方検討会においてこれまでご検討いただいた提言（案）についてもご審議いただくこととしております。

後ほど各事業の所管の部長からご説明をいただきますけれども、皆様から忌憚のないご意見を頂戴し、より良い運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきます。

3. 委員紹介

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、次第に従いまして、新任委員の皆様をご紹介させていただきます。

私から皆様をご紹介させていただきますので、恐れ入りますが、その場でご起立の上、ご挨拶をお願いいたします。

清田区町内会連合会連絡協議会会长の飯田淳二委員でございます。

札幌市小学校長会会計の佐藤広明委員でございます。

北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部支部長の西澤俊一郎委員でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の濱田繁光委員でございます。

一般社団法人札幌市食品衛生協会会长の廣川雄一委員でございます。

また、先ほどの館石医務監のご挨拶にもありましたとおり、本年度から保健所運営協議会に条例の制定を含めまして、札幌市動物愛護管理行政のあり方を検討するため、委員の皆様にご了承いただきまして、専門部会として札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会を設置いたしました。

今日は、お席にお座りいただいております委員のご紹介でございますが、提言のご説明をいただくため、今回、お席に座っていただいてございます。

札幌市小動物獣医師会会长の桂太郎様でございます。

4. 保健所職員紹介

○事務局（吉川健康企画課長） 続きまして、保健所の職員紹介でございます。

保健所の職員から、順次、ご挨拶させていただきます。

○事務局（高川健康企画担当部長） 健康企画担当部長の高川です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（石田医療政策担当部長） 医療政策担当部長の石田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（田森医療担当部長） 医療担当部長の田森でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山口食の安全担当部長） 食の安全担当部長の山口でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（飯田生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の飯田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（吉川健康企画課長） 本日は、このほか、後ろに保健所の全課長が出席させていただいてございます。

それでは、議事に入る前に、目の前にあるマイクの使用方法についてご説明させていただきます。

マイクのところにボタンがございまして、ボタンを押すとマイクの上に緑色のランプがつきます。緑色のランプがつくとマイクが入ります。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただくと、緑色のランプが消えますので、使用についてご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

5. 議 事

○事務局（吉川健康企画課長） それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、松家委員長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○松家委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

次第に従いまして、（1）札幌市の主な保健衛生行政の報告事項について、各担当部長から説明をお願いします。

なお、質疑応答は一通りの説明が終わってからとさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひします。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 母子保健・歯科保健担当部長の請井でございます。

私からは、第1点目の10月から開始いたしました5歳児健診・5歳児発達相談についてご報告をさせていただきます。

まず、5歳児健診・5歳児発達相談の目的でございます。

従来、私どもが実施しております健診は、3歳児健診で終了しておりました。3歳児健診の後、就学時健診までの間の5歳児に新たに健診と相談を追加して実施することになっております。これによりまして、赤字でお示ししてございます発育・発達の確認や育児支援を行うこと、また、5歳児は95%の方が幼稚園や保育園に通われておりますので、集団生活の中で気づかれた軽度の発達障がいを含みます発達障がいを発見し、その後の小学校に入る就学に向けた準備への支援を行うこと、そして、児童虐待の発見・予防の機会とすると位置づけてございまして、これらを行うことで子どもの健やかな成長・発達を支援することを目的として実施したところです。

これは、この健診と発達相談の実施方法です。

まず、5歳の誕生日を迎えたお子さんがいる世帯にセルフチェック表を郵送いたします。これは、月ごとに送らせていただいてございます。このセルフチェック表には、お子さんの健康状態や発達、育児等に関する質問項目を記載してございまして、保護者の方にチェックしていただくことで、お子さんの成長、発育を確認していただけるように工夫をしてございます。また、お子さんが通園しております保育所や幼稚園には、セルフチェックの実施や健診、相談の受診を勧めていただくよう協力体制を築いております。

セルフチェックを行った結果、気になる点や心配なことがあった場合には、各区の保健センターにご連絡をいただきまして、5歳児健診、あるいは、5歳児の発達相談の予約をしていただき、受診していただくというような流れになっております。

なお、保育所や幼稚園等に通園されていないお子さんにつきましては、心配なことがなくとも、この機会に健診を受診していただくようにご案内をしております。

また、健診、相談後のフォローといたしましては、ほかの健診と同様に、委託医療機関での精密健康診査、児童相談所や幼児教育センターでの相談のほか、保育所や幼稚園との連携、あるいは、保健師による支援につなげているところでございます。

これは、5歳児健診実施の内容でございます。

5歳児健診は、従来、私どもで実施しております1歳6か月児健診と3歳児健診の日程に合わせて実施しております。身体測定、医師、歯科医師による診察を行いました上で、保健師、栄養士または心理士による相談を受けていただく流れになっております。

これは、5歳児発達相談でございまして、新たに10月から相談日を設定いたしたものでございます。回数といたしましては、厚別区、清田区、南区、手稲区では月1回、中央区、白石区、豊平区、西区では月2回、北区と東区では月3回を設定してございます。この発達相談につきましては、2名の心理士に従事していただいておりまして、お一人の相談時間を1時間とり、お子さんの課題への対応が適正にできるように工夫いたしました。

これは、この事業の実施に至る検討過程を簡単にまとめたものでございます。

昨年度に区職員と保健所職員によりまして実施方法の検討を行った上で、モデル実施を東区と清田区で行っております。このモデル実施の内容を検証した上で、今年度の準備と

いたしまして、保育所、幼稚園等の関係機関への説明、あるいは、協力依頼を行い、また、従事する専門職への研修も行いました。8月下旬には、第1回といたしまして、案内の送付を開始して、10月から全区で実施いたしました。

ここで、モデル実施の概要を簡単にご説明させていただきます。

実施いたしましたのは、東区と清田区でございます。東区は大規模区の代表として、清田区は小規模区の代表として、選ばせていただきました。

○の三つ目に周知の方法とございますけれども、これは本実施と若干違っておりますが、モデル実施である程度人数をとりたいということで、個別にご案内を差し上げた方は5歳と5歳1か月のお子さんと2か月にわたってございます。また、東区と清田区にあります公立保育所に在籍されている5歳2か月から5歳4か月のお子さんで、かつ、東区、清田区に居住していらっしゃるお子さんには、それぞれの園を通じて保護者にご案内を差し上げました。あわせまして、516名の方に案内を差し上げております。

この結果、健診には24名の来所があり、受診率は4.7%でございました。また、発達相談には4名の来所で、0.8%の来所率となってございます。

健診を受けられた24名の方のうち、異常がない方が2名、また、22名の方はチェックリストを行っていただいた上で受診でございますので、この実施結果の健診の主訴というところに書いてございますとおり、体格や子育てなど、いろいろなご心配事を持っていらっしゃいましたので、それぞれ個別の相談につながっております。

また、発達相談を受けられた4名のうち、1名は既に診断がついている方でございまして、療育手帳も持っている方でございましたが、残りの3名の方は、チェックリストで保護者が気になるということで、相談に至ったということでございます。

続きまして、この事業の今年度の予算でございます。

トータルは、1,500万円あまりでございます。この事業につきましては、発達障がいのお子さんへの対応がございまして、心理士を雇い上げる経費を見てございます。これは、新たに5歳児の発達相談を設けたこともございますし、健診の中でも心理相談がございまして、その部分の強化を図るために計上してございます。そのほかには、検査器具や母子保健情報システムの改修費等の費用となっております。

このスライドが最後でございます。

10月の最初の1か月の結果でございます。

案内を発送いたしましたのが平成21年10月生まれのお子さんで、発送は8月の終わりにやってございますけれども、1,320名でございました。健診を受けられたお子さんが65名で、受診率は4.9%です。このうち、保育園あるいは幼稚園にも行かれていないお子さんが3名いらっしゃいました。

また、5歳児の発達相談に来られたお子さんが24名でございまして、全体から見ると1.8%です。モデル実施のときは0.8%でございましたので、若干高い値かなと思います。ただ、始めて1か月でございますので、評価は難しいかと思います。

今後、このような実施の状況を把握しながら、あるいは、健診を受けられた後のフォローもまとめながら、まだ時期は設定してございませんけれども、この事業の評価、検証を行って、より良いものにしていきたいと思っております。

○事務局（石田医療政策担当部長） 医療政策担当部長の石田でございます。

私からは、さっぽろ医療計画中間評価についてご説明いたします。

さっぽろ医療計画は、市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けて、医療システムの確立を基本理念とした計画でございます。

計画の策定経緯でございますが、平成22年11月に札幌市保健所運営協議会に諮問させていただき、札幌市版医療計画策定専門委員会の中で、計画内容について、全8回にわたりてご審議いただきました。平成23年12月には、札幌市長宛てに計画案の答申をいただきましたし、翌年3月にさっぽろ医療計画として策定、公表したものでございます。

本計画の策定に当たっては、札幌市保健所運営協議会の皆様に大変お世話になりました。この場をおかりして、お礼を申し上げます。

本計画の計画年度は、平成24年度からの6年間となっております。計画の3年度目の平成26年度で中間評価を実施することとしております。つきましては、このたび中間評価を実施いたしましたので、その方法、評価結果につきまして協議会にご報告させていただくものでございます。

実施した中間評価の方法についてご説明いたします。

中間評価では、計画に盛り込まれた各施策の関係各課における実施状況、さらには成果を調査いたしまして、成果指標の達成状況や課題などについて評価を行っております。

施設ごとに評価指標を設けておりまして、真ん中の水色のところにありますとおり、A評価については、現時点で目標を達成しているもの、計画期間内に達成できる見込みであるものです。B評価については、目標に向かって推移しており、計画期間内に達成できる可能性が高いものです。C評価については、目標達成のためにさらなる取組の強化や工夫が必要であると考えられるものであり、この3段階で評価を行いました。

なお、計画最終年度の平成29年度には、有識者、専門家等の参加のもと、最終評価を行うこととしておりまして、併せて第2ステップとなる次期さっぽろ医療計画を策定していく予定しております。

さっぽろ医療計画では、大きく三つの目標を設定しております。

これからそれらの目標ごとに説明してまいりますが、スライド中に専門的な用語が若干含まれております。お手元にさっぽろ医療計画の概要版が配られているかと思います。5ページ以降に三つの目標と施策という題名で目標1から目標3にわたりて内容が書かれているのですが、下の米印の部分に専門用語についての簡単な解説が書かれております。今日は、時間の関係でスライド説明の中では省略させていただきますので、もしわからぬ事項があれば、ここをご覧いただければと思います。

早速、目標1の安心を支える医療システムの構築です。

この目標に関する主な施策としては、4項目を設定しております。

上から順に、①救急医療機関のさらなる充実と適切な利用の促進、②医療機関相互及び介護施設との連携強化、③医療安全対策の推進、④災害時医療の強化・広域連携の推進となっております。

実施した主な取組は、昨年10月に開設いたしました救急安心センターさっぽろが挙げられます。

①に対する成果指標といたしましては、救急安心センターさっぽろの市民認知度を設定しております。本年6月に実施した調査では、市民の認知度は43%に達しております、目標値の50%に対して、1年足らずの期間ですが、ますますの結果を得ております。今後とも普及啓発に取り組み、目標値の達成に向けて推進してまいりたいと考えております。

そのほかの成果指標につきましては、施策②に対するものがC評価となっているほかはいずれもB評価となっておりまして、おおむね順調に進捗していると考えております。

次に、目標2の地域で結びついた医療の強化です。

①かかりつけ医の普及促進と地域医療機関との連携、②在宅医療を支える医療の強化、③地域包括ケアにおける医療の充実と医療・介護との連携促進、④地域の医療を支える人材の育成・活用を掲げております。

実施した主な取組といたしましては、地域医療連携推進事業といたしまして、医療と介護の連携に向けた多職種のワークショップの開催、また、在宅医療を担う人材育成などに取り組んでまいりました。

成果指標の達成状況につきましては、A評価が2項目、B評価が1項目となっております。今後、実施予定の事業が1項目となっておりまして、おおむね順調に進捗しております。

最後に、目標3の市民の健康力・予防力の向上です。

施策といたしましては、①医療・保健に関する情報発信と普及啓発の強化、②医療に関する相談機能の充実と広報の強化、③各相談窓口の連携強化、④医療情報分析手法の構築と情報の共有化を挙げております。

実施した主な取組といたしましては、お手元にお配りしておりますが、医療機関受診の際の基礎知識などをまとめましたさっぽろ医療ガイドがお手元にあろうかと思いますが、それを平成25年度に作成しております。

目標3の成果指標につきましては、C評価が2項目、今後、実施予定の取組が2項目となってございまして、取組の強化や工夫などが必要になってくるものと考えております。

しかしながら、三つの目標全体を通してみると、おおむね順調に進捗していると私どもでは評価しております。計画の開始から2年半であることを考慮いたしますと、現段階では施策そのものを見直す必要はないものと評価しております。今後は、後半3年間に向けて重点化すべき取組を設定いたしまして、計画の進捗を加速することを中間評価の結論としたところでございます。

最後のスライドになります。

今後の取組重点化方針は、スライドのとおりとなってございます。

地域包括ケアや在宅医療の推進を目的とした医療介護総合確保推進法が本年6月に成立しております。この法律の成立を受けて、目標2についてはさらに取組を強化していく必要があるものと考えております。

さっぽろ医療計画中間評価につきましては、以上の説明のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、お手元にお配りしましたA3判の1枚物の資料に取りまとめておりますので、追ってご覧いただければと思います。

○事務局（山口食の安全担当部長） 食の安全担当部長の山口でございます。

私からは、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の進捗状況につきましてご説明させていただきます。

資料はお手元にお配りしております2種類でして、A3判の概要版2枚と本書の資料2ですが、本日は、概要版に基づきまして説明させていただきます。

以降、座って説明させていただきます。

まず、資料に入る前に、この推進計画の策定に至る経緯を簡単にご説明いたします。

食品流通の広域化やたび重なる大規模食中毒事件、偽装表示事件の発生によりまして、市民の食への不安が高まり、経済や観光分野に影響が及んできたところでございます。そういうことから、平成22年度に札幌市における食品衛生行政の中長期的な指針となりますさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンを策定いたしました。推進計画の期間といたしましては、平成22年度から26年度までの5年間です。このビジョンを策定するとともに、平成25年3月に札幌市安全・安心な食のまち推進条例を制定いたしまして、実効性のある仕組みをつくりました。

この条例の制定によりまして、新たな中長期的な施策は、ビジョンにかわりまして、推進計画により行うように定めたところでございまして、そのことから、市民や有識者等をメンバーとした市長の附属機関であります安全・安心な食のまちさっぽろ推進会議を設置いたしまして、昨年度から6回にわたり施策内容等について議論していただき、その後、本市の関係部局内で調整を図り、取りまとめているところであり、今後は、広く市民等から意見を聴取するためにパブリックコメントを実施いたしまして、今年度内に推進計画を策定する予定です。

それでは、推進計画の概要案につきまして、A3判の資料に基づき、ご説明させていただきます。

まず、概要版の①をご覧いただきたいと思います。

推進計画でございますけれども、第1章から第4章の4章構成となってございます。

まず、第1章は、推進計画の策定にあたってということで、計画の外枠を規定してございます。

条例の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する総合的かつ計画的な中長期計画と

して策定するものでございまして、計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間です。毎年度、計画の実施状況を条例に基づく附属機関の推進会議に報告するとともに、公表することとなつてございます。

そして、推進体制といたしましては、平成15年度から札幌市役所内に関係部局の課長職で構成する札幌市食の安全に関する連絡会議を設けておりまして、今回の推進計画は食の安全・安心に関する市役所全体の総合的計画であることから、この連絡会議を核として連携を図りながら、施策の実施状況を逐次検証しながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、第2章の基本理念と目指す都市像、基本方針でございます。

まず、基本理念といたしましては、市民や観光客等の健康保護を最優先、食産業や観光の振興への寄与など、条例の基本理念の5項目を記載してございます。

右に移りまして、目指す都市像でございます。

安全・安心な食のまち・さっぽろの具体的な姿を掲げまして、市民と事業者の信頼関係の構築、市民や観光客が安心して食を楽しめるなど、6項目を記載してございます。

基本方針といたしましては、条例に位置づけました市民の役割、事業者の責務、札幌市の責務をそれぞれ認識し、三者が連携・協働して安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指すこととしております。

また、従来からの規制は食の安全確保に欠かせないものでありますことから、行政による監視、指導等の規制と市民・事業者・市の連携・協働を車の両輪と例えまして、両者による施策を展開いたします。

規制と連携・協働による両輪のイメージにつきましては、右上です。それから、市民の役割、事業者・市の責務及びこれらの三者の連携・協働の関係につきましては、中央にイメージを書いてございます。

次に、第3章の食を取り巻く現状と課題でございます。

施策を検討するための社会的背景といたしまして、生肉や浅漬けなどの食中毒、あるいは、食品表示偽装事件など、食に関する事件が相次ぎ発生していることです。また、近年の食中毒の傾向といたしまして、カンピロバクターやノロウイルスが主要な原因となっていることです。それから、平成21年9月に消費者庁が発足し、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合いたしました食品表示法が来年度中に施行予定となってございます。

それとあわせまして、国での輸出促進策としてHACCPがございます。これは、1960年代のアメリカのアポロ計画で安全な宇宙食をつくるために出された衛生管理の方法でございますけれども、そのHACCPの普及促進を図るなど、国の動向について記載してございます。

次に、札幌市の食を取り巻く現状と課題でございます。

大きな食中毒事件等が起こるたびに市民相談が増加する傾向がございます。また、市民

の意識調査の結果、関心が高いのは、期限や産地などの表示に関するものです。そして、札幌市に求めるものといたしましては、営業施設への衛生指導、食品検査、食中毒対策が上位を占めてございます。

2枚目にも移りまして、概要版②でございます。

市民自らが取り組めるものといたしまして、食品の知識を身につける、食の安全・安心に力を入れている施設や食品を選択するという回答がございました。

また、事業者への意識調査の結果では、アレルギー表示、産地表示に自主的に取り組んでいる事業者が2割未満と低い状態でございました。また、札幌版HACCPでありますしょくまるや安全・安心な取組をマイルールとして市と協定を結ぶ協定事業を知らない事業者が4分の3以上で、大変多かったという結果がございました。

次に、推進計画の前身でございます先ほどのビジョンの成果と今後の課題でございます。

成果としては、食の安全・安心を確保する総合的な施策であります安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業の実施や条例の制定などについて記載してございます。

また、課題としては、子どもから大人までの市民や事業者を対象に、多角的に食のまち推進事業を展開し、リスクコミュニケーションの土台はできつつありますけれども、各種取組の認知不足が課題となってございます。また、事業者のHACCPによる自主的な衛生管理の普及を加速させるとともに、札幌の食のブランド力を向上させる取組が必要と考えてございます。

次に、ビジョンの指標の達成状況でございます。

安全に関する指標の3項目と安心に関する指標の3項目の合計6項目につきましては、今年度中に達成する見込みでございます。

右側に移りまして、第4章の施策の展開でございまして、これは各論的なもので、本計画の中心的なものとなります。

ビジョンにあります八つの基本施策を組み直しまして、合計で六つの基本施策で構成してございます。

強化した主な基本施策としては三つございます。基本施策1、基本施策2、基本施策5を主に強化してございます。

まず、基本施策1の生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保です。

平成27年度中に食品表示法の施行に対応する食品表示対策を強化してまいります。また、オータムフェストなどの大規模イベントが増加して、会場内の簡易な施設設備で大量の食品が調理されている状況にあることから、食中毒の予防対策を強化してまいります。

次に、基本施策2の事業者の自主的取組の促進でございます。

従来の事業者が守らなければならない施設の管理運営基準に加えまして、来年4月から新設されますHACCPの考え方を取り入れた導入型の基準を積極的に周知、推進を図るとともに、HACCP導入に向けた支援を行ってまいります。あわせて、食の安全・安心推進協定の推進や中小企業の事業者に対するスキルアップセミナーの開催などを実施

していきたいと考えてございます。

最後に、基本施策5の相互理解の促進でございます。

子どもを通じた家庭への情報提供等の情報発信や本市オリジナルのアレルギー原因食品のピクトグラムを作成し、積極的に飲食店等で使用してもらうことで、アレルギー表示の普及啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、一番下の指標の設定では、7項目設定いたしました。

まず、施策全体の指標といたしまして1項目ございます。市民意識に関しまして、他の大都市と同じような計画の中で最も多く採用されております食品の安全に関する基礎的な知識を有している市民の割合を一つの指標として考えてございます。

次に、事業者の自主的取組の状況として3項目ございます。HACCP導入型管理運営基準に取り組む施設数と札幌版HACCPのしょくまる認定数、もう一つは、協定の締結施設数でございます。

市民との相互理解の状況として3項目選んでございます。一つはしょくまるの認知度、協定事業の認知度、市民モニターの方に食品の表示や店舗の衛生状態について調査、報告していただく施設数の数も指標として設定してございます。

○松家委員長 ありがとうございました。

それでは、今、三つの報告についてご質問やご意見はございますでしょうか。

5歳児の健診、5歳児発達相談の実施について、ご質問やご意見はございますか。

それでは、お聞きしたいのですけれども、健診に来た方が4.9%、5歳児の発達相談が1.8%というのは、大体予想どおりの数字でしょうか。

○事務局（請井母子保健・歯科保健担当部長） 実は、5歳児健診については実施している自治体が少ない状態で、やり方も悉皆といいますか、5歳児の方全員を対象にしたり、あるいは、幼稚園や保育園に訪問されて健診するなど、いろいろなスタイルがあるというふうに聞いてございます。

私どもがモデル実施をするときに想定したのは、健診で5%ぐらい、相談で1%前後かなということでございました。ですから、モデル実施の結果は、健診の受診率は今のところは想定の中におさまっています。ただ、相談については、10月は1.8%ということで、5歳を過ぎたお子さんもご心配であればということも言ってございましたので、ひとつしたら最初の月でございますので、多少多いかもしれません。これは今後の動向を見ないと評価できないと思いますけれども、一応は想定内です。

○松家委員長 ほかにご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 なければ、次のさっぽろ医療計画の中間評価結果について、ご質問やご意見はございませんか。

目標3の3番目の医療・保健・福祉相談窓口の連携強化の目標は50%ですけれども、現状値の11%と7%というのは低いかなと思います。この理由は何かありますでしょうか

か。

○事務局（石田医療政策担当部長） ご指摘のとおりだと思います。

まず、産婦人科救急、精神科救急、医療安全等がありますが、特に産婦人科や精神科の相談窓口につきましては、ニーズといいますか、必要とされている方がかなり絞られており、全人口に対する割合があまり高くありません。そのため、成果目標の50%が果たして適切かどうかは現段階では判断がつかないところです。この目標値については検討の余地があるうかと私どもでは思っておりまして、次回の計画策定に向けての一つの検討材料ではないかという認識しております。

○松家委員長 目標がちょっと高過ぎたのですね。

この件について、何かご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 最後に、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の進捗状況について、ご質問やご意見等はございますか。

しょくまるというのは札幌版HACCPということですけれども、普通のHACCPとどこが違うのですか。

○事務局（山口食の安全担当部長） HACCPにもいろいろ段階がございまして、一番高いレベルは国がやっている総合衛生管理製造過程というもので、乳製品など、国で6業種を指定してやっています。あれは温度を自動測定したり、かなりの設備投資をして、できるだけ人の手がかからないような完全な管理をするものです。しかし、しょくまるの場合は、それよりも緩い部分があり、100%ではなく、80%ぐらいの設備投資と申しますか、完璧ではなくてもある程度の段階をクリアすればしょくまるとして認定して、HACCPとして十分やっていけますという認定制度でございます。

つけ加えますが、HACCPの導入型の管理基準を来年度から実施します。これはソフト面が主でございまして、設備投資としてハードをつくらなくても、考え方を導入しようという国の考え方から來ているものでございます。これがHACCPの導入部分でございまして、次の段階がしょくまるとなると思います。

○松家委員長 しょくまるの認定数が60件となって、想定としては何件くらいを目標としているのですか。

○事務局（山口食の安全担当部長） 恐らく、制度をつくったときはもっと高いレベルであったと思うのですけれども、北海道にもHACCPの認証制度がございます。これも同じ時期につくられていますけれども、北海道でも70ぐらいの施設しかまだありません。

やはり、設備投資をしなければいけないと、海外に物を輸出する場合には海外からHACCPを指示され、それに基づいた工場でないと輸出できませんけれども、市内で物を売るだけだとHACCPをとらなくても売れますので、販売増になかなかつながらないというデメリットがございます。

衛生面ではかなり良くなりますけれども、販売につながらないのがデメリットとしてあ

りますが、その辺を我々でいろいろと考えまして、販売にうまくつながるようなメリットをこれから創出していきたいと考えてございます。

○松家委員長 よろしくお願ひします。

ほかにご質問やご意見はございませんか。

○佐藤委員 基本施策5の相互理解の促進で、子どもを通じた家庭への情報提供とありますけれども、具体的のところはございますでしょうか。

○事務局（山口食の安全担当部長） これは、A4判の冊子の本編の39ページにございます。

39ページの（5）子どもを通じた家庭への情報提供につきましては、食中毒予防や食品表示を書いた啓発物をつくりまして、それを子どもたちに渡して、家庭に持っていくいただき、家族で話し合えるような情報提供について今後考えていきたいということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今回、提示されています3件の報告、アからウ全てについてですけれども、各家庭への周知が非常に難しいのではないかと推察いたします。

例えば、学校現場でも周知文書を発行するのですが、見てもらえなかったり、そのまま捨てられたりする場合もありますし、非常に難しいことだなと思います。

安心・安全な食のまちと子どもの安心・安全に関しては、学校としても協力していきたいと思いますので、校長会等にお話を持ってきていただき、チラシやパンフレットの配布等、ご協力できるところは積極的にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（山口食の安全担当部長） どうもありがとうございます。

○松家委員長 ほかにはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松家委員長 それでは、小学校の校長先生方にはよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに意見がなければ、次に、次第の（2）札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会における検討事項、提言（案）について審議をいただきます。

保健所運営協議会では、条例の制定と札幌市の動物愛護管理のあり方を検討するために、委員の皆様にご承認をいただきまして、本年度から札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会を設置しております。

このたび、当委員会に提言（案）を取りまとめていただきましたので、札幌市から経緯を説明していただき、その後、専門委員会の委員である桂委員からご説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局（飯田生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の飯田でございます。

今ご覧いただいているスライドに基づきまして、これまでの経緯についての概要をご説

明申し上げたいと思います。

この委員会の設置につきましては、冒頭にご説明をいただきましたが、本年の2月27日に保健所運営協議会の専門部会としてご承認をいただき、より専門的な見地から審議をしていただいたところでございます。

委員の構成といたしましては、学識経験者の方が3名、動物取扱業者の方が1名、動物専門学校の方が1名、動物愛護団体の方が2名、公募市民が3名の合計で10名でございまして、そのうち、4名が女性の委員でございます。

今申し上げました10名の委員の方の名簿でございます。

簡単に役職等をご紹介したいと思います。

50音順で上から申し上げますと、認定NPO法人HOKKAIDOしつぽの会、副理事の上杉由希子様です。

公募市民委員の大屋聰子様です。

同じく、公募市民委員の折戸直美様です。

学校法人吉田学園動物看護専門学校、副校长の海野尾英樹様です。

今日お見えでございます札幌市小動物獣医師会、会長の桂太郎様です。

公募市民委員の佐藤真妃様です。

公益社団法人北海道獣医師会、会長の高橋徹様です。

国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科、教授の滝口満喜様です。

公益社団法人日本愛玩動物協会北海道支部長の名取裕憲様です。

北海道ペット事業協同組合、組合長の樋原均様です。

この10名の方に委員としてお願いしてございました。

検討委員会の主な検討の経過でございますが、全部で5回開催してございます。第1回は、公募市民の委員の方の選任を主にさせていただきました。第2回は、動物愛護管理行政の目標と基本方針といったようなことです。第3回は、動物管理センターの名称、体制、愛護管理にかかる条例に係るお話を少しいただきました。第4回は、条例の制定、飼い主不明の猫に対する対策、動物愛護推進協議会の設置についてです。第5回は、10月14日に行われましたが、今回お話しする提言書（案）の作成、その他についてです。

審議概要につきましては、事前に申し上げましたものと少し重なりますけれども、大きく分けて六つでございます。一つ目は、札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標についてです。二つ目は、札幌市の動物愛護管理行政に関する条例の制定についてです。三つ目は、動物管理センターの業務のあり方についてです。四つ目は、動物管理センターの名称についてです。五つ目は、飼い主のいない猫に対する対策についてです。六つ目は、札幌市動物愛護推進協議会の設置についてです。

冒頭に申し上げましたが、提言（案）の詳細につきましては、この後に検討委員の桂委員からご説明をしていただくこととしてございます。

この提言のご審議の後、今後、私どもが予定しているものとして、一つは、札幌市動物

愛護管理基本計画の制定がございます。これは、目標といたします私どもの人と動物が共生できる社会の実現に向けまして、札幌市の実情に合った基本的な計画の策定が必要と判断してございまして、環境省の基本指針や北海道動物愛護管理推進計画を踏まえた上で、札幌市独自の基本的な計画としまして、札幌市動物愛護管理基本計画を平成26年度内に策定したいと考えてございます。また、もう一つは、動物愛護及び管理に関する条例の制定でございます。これは、今申し上げました基本計画に基づきまして、予定では平成28年度内に札幌市の独自の動物愛護管理に関する条例の制定を目指してまいりたいと考えてございます。

条例につきましては、全国の20の政令指定都市のうち、既に13の都市が制定済みでございます。また、これに伴いまして、昭和46年に制定いたしました現行の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例が廃止になるものと予定してございます。

最後に、今、申し上げました条例の制定のスケジュールでございます。

字が細かくて恐縮でございますが、今日ご審議いただいて取りまとめられます提言に基づきまして条例の骨子案を今年中に作成いたします。そして、来年の2月をめどに条例案を作成いたしました後に、3月から4月に、役所の庁内、検察庁などの関係機関と協議、調整を行うこととしております。その後、6月から8月の間ぐらいにパブリックコメントをおよそ1か月程度の期間で実施いたしまして、10月から11月にかけて条例の起案をし、審査のための庁内の調整を進めてまいります。そして、平成28年の第1回定例市議会に条例案を提出し、可決、承認をいただければ、平成28年10月ぐらいまでの猶予期間を設けた上で施行を予定したいと考えております。

経過、今後の取組の予定につきましては、以上でございます。

続きまして、提言（案）の内容につきましては、今、申し上げました検討委員会の委員でいらっしゃいます札幌市小動物獣医師会会长の桂委員からご説明をお願いいたしたいと思います。

そして、桂委員のご説明の後、他都市の先進事例といたしまして、横浜市の動物愛護センターの概要につきまして、動物管理センター所長の向井よりご紹介をいたしたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○桂委員 それでは、よろしくお願ひいたします。

今回説明させていただきます札幌市動物愛護管理行政のあり方に関する提言（案）につきましては、今年の3月に設置しております専門部会において5回の会議を重ね、専門的な見地から審議を進めてまいりました。これまでの議論を踏まえまして、提言（案）を取りまとめましたので、報告させていただきます。

それでは、皆さん、資料をご覧ください。

1の札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標についてです。

札幌市が提示した「人と動物が共生する社会の実現」については、動物を飼う人も飼わない人も動物と共に平和に暮らす共生社会の実現に向け努力するということが行政と市民

が共に目指すものであります。

また、この目標を達成するために掲げる三つの重点項目の「動物愛護精神の涵養」、「動物の管理体制の整備」、「動物の福祉向上」については、動物愛護管理行政をさらに進めていく上でバランスが取れており、まとまっていると考えております。

中でも「動物の福祉向上」については、虐待や多頭飼育等、動物に関する様々な問題が表面化する現代において重要な項目であり、条例等で定義し、市民に明確に提示していくことは大変意義のあることと考えております。

しかしながら、このような目標の達成においては、動物を飼育する人や関心のある人だけではなく、動物を飼育していない人や関心のない人、動物が嫌いな人たちにも理解できるような方向性で進めていかなければならないと考えております。

つきましては、今後、目標の達成を目指すために推進する事業等につきましては、上記の点を十分に検討するよう要望し、継続した進捗状況の報告など、進行管理をお願いいたします。

2の札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定についてです。

札幌市が提示した目標を達成するためには、札幌市独自の動物愛護管理に関する条例を制定する必要があると考えます。

条例の内容に関する意見については、次のとおりになります。

(1) 関係者等の責務についてです。

札幌市が提示した目標の達成については、関係者それぞれが自覚を持ち、かつ協力して施策等を実施していく必要があると考えています。

の中でも、市民については、動物を飼育している人だけが責務を負うと思われる可能性があることから、条例には動物を飼育していない人も責務を負って協力していかなければならないと明確に記載するよう要望いたします。

(2) 動物の飼い主の遵守事項についてです。

動物の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望いたします。

所有者明示措置の方法等として、鑑札や迷子札の装着だけでなく、具体的に「マイクロチップの挿入」という言葉を盛り込むこと。動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の遺棄について罰則規定が設けられていますが、安易な飼育放棄が多い中、「動物を捨ててはいけないこと」について改めて条例に明記することです。

(3) 犬の飼い主の遵守事項についてです。

犬の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望いたします。

係留の方法や咬傷事故の届出については、原則、現在の「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例」の内容を踏襲すること。犬が公共の場所等において排せつした場合の適切な処理については、マナーがあまり守られていない現状を踏まえ、糞を持ち帰ることだけでは

なく、尿についても適切な処理をすることを条例に明記すること。なお、飼育の最終目標として、犬を外に連れ出す際は、自宅で排せつを済ませる努力をするよう条例に盛り込むことを検討することです。

(4) 多頭飼育の届出についてです。

多頭飼育の届出については、条例に届出制度を盛り込むことを要望します。

なお、届出対象動物については、犬猫に加え、その他の動物についても、今後のペット情勢を踏まえ、隨時慎重に検討するよう要望いたします。

(5) 引取手数料の設定についてです。

現在、札幌市では、飼育できなくなった動物を引き取る場合の手数料について、他都市が有料である中、無料となっています。

動物の愛護及び管理に関する法律では、終生飼養が明示され、これに反し、引取依頼する飼い主には、応分の費用の負担を求めるべきであり、また、これにより安い放棄の抑止力にもなることから、飼えなくなった動物を引き取る場合については、引取手数料を設定し、有料とすることを強く要望します。

3の動物管理センターの業務のあり方についてです。

今後の札幌市動物管理センターのあり方に関する意見については、次のとおりです。

(1) 施設についてです。

今後更に動物愛護を進めていくためには、施設の機能として、市民が親しみやすく、利用しやすく、様々な人が交流できる場であることが望まれると考えます。

現在の動物管理センターは、動物の収容施設（動物管理センター福移支所）のみが郊外に設置されていることから、上記の機能を果たせていません。

つきましては、現在の2か所ある施設をできる限り交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること及び交流できる場として様々な施設機能を整備することを検討していただくよう要望いたします。

なお、上記の検討に際しては、次の2点について慎重に検討していただくよう併せて要望します。

災害時の愛護動物の救護、周囲への迷惑防止等に配慮し、十分な広さや立地条件等を含む場所の選定及び機能の整備。目標に掲げる動物の福祉の向上を目指すために、長期間収容によるストレスの軽減等に配慮した設備を整えるとともに、シェルターメディスンの考え方を取り入れができる機能の整備としています。

ここで、シェルターメディスンの考え方をご説明いたします。

シェルターメディスンとは、シェルターで暮らす動物に特化した獣医学のことです。シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら群管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的としているものでございます。

(2) 事業についてです。

今後の動物愛護に関する普及啓発においては、これまで以上に、地域、学校、家庭等に

おいて、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが大変重要となり、その中でも、特に次代を担う子どもたちに対する動物愛護の情操教育を推進していくことが社会的に求められています。

つきましては、今後の事業の推進について、行政、市民及び教育機関を含む関係機関が連携し、協働して施策を実施していくための体制づくりを構築するとともに、特に動物を飼育していない人・関心のない人や子どもを対象とした事業を推進していくよう要望します。

（3）札幌市が策定を検討する基本計画についてです。

基本計画の策定については、本提言の内容に特段の留意を払い策定するよう要望いたします。

4 の動物管理センターの名称についてです。

センターの名称については、現在の「動物管理センター」という名称は硬い表現であり、親しみやすい名称ではないと考えます。

札幌市が掲げる目標の達成に向けて主体となって活動する行政の担当部は、動物愛護管理行政について良いイメージを持ってもらうため、親しみやすい名称であることが望ましいと考えることから、愛護や福祉などの言葉を取り入れた名称に変更することを要望します。

また、今後は、子どもにも親しみを持つてもらえるよう愛称を取り入れることも検討するよう要望いたします。

5 の飼い主のいない猫対策についてです。

飼い主のいない猫の取り扱いについては、全国的に難しい問題となっています。

不幸な猫を一匹でも減らすために、以下の点について要望します。

飼い主のいない猫に餌を与える人については、その責任を条例等で明確にし、責任を持って管理行動してもらえるよう検討すること。飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る助成制度の構築を検討すること。飼い主のいない猫に関するガイドラインを作成すること。上記事項については、不幸な猫を減らそうと活動するボランティアに配慮することとしております。

6 の札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置についてです。

動物愛護推進協議会の設置については、今後の札幌市の動物愛護及び管理に関する施策の推進について、第三者が評価、助言、提案できる場は必要であり、今後、条例で規定し、設置することについて賛成いたします。

私からは、以上になります。

○事務局（向井動物管理センター所長） 動物管理センター所長の向井と申します。

私からは、他都市の先進事例として、横浜市動物愛護センターをご紹介いたします。

1万560平方メートルという広大な敷地に、延べ床面積が2,858.24平方メートルで、3階建ての構造になっております。総事業費は約38億円で、内訳がこのように

なっております。建築整備費が13億円になっておりますけれども、用地取得と道路整備費にもお金がかかっております。竣工は平成23年3月で、5月22日より開所しております。

次に、職員の内訳としては、23名で課長職が1名、係長職が3名です。また、資料では間違っておりますので、事務職員が2名、技能職が3名、衛生監視員が14名となっております。衛生監視員の中に獣医師が12名おります。私どもの管理センターも22人工で行っておりますけれども、担当獣医師は4名ですから、ここが違うところだと思っております。

パンフレットからですけれども、3階建ての構造になっておりまして、1階は講堂や研修室、また、飼育実習室や体験室がございまして、市民交流施設になっております。また、ここに猫の収容施設がございます。2階に診療施設がございまして、譲渡対象になった犬の個室が45室ございます。丘陵を利用しておいて、3階が玄関になっており、ここにエントランスホールがございます。また、学習室や事務室がございます。

横浜市動物愛護センターの施設の目的は、動物愛護思想と適正飼育の普及啓発を目指し、人と動物が共に快適に暮らせる環境づくりの推進拠点とするということです。

施設の概要です。四つのコンセプトに分かれておりまして、交流棟は適正飼育の啓発と地域活動を目指す施設であり、また、ふれあい棟は犬・猫の保護収容、傷病動物の治療・飼育となっております。また、本館の外に猫の家が建てられておりまして、こちらは猫の生態観察、譲渡推進を進める施設となっております。さらに、大きな芝生の広場がございまして、ふれあい広場です。こちらは、ふれあい教室や譲渡会をする会場となっております。

このように、新しく道路を整備しまして、丘陵の斜面を利用した施設になっております。また、広大なふれあい広場と芝生の広場がございまして、こちらは犬が収容されている2階の施設で、外から譲渡対象の動物を観覧することができます。また、猫の収容室は、こら辺になります。

3階が玄関になっております。

これは、ふれあい広場から見たセンターの外観でございます。先ほど申し上げましたように、1階に猫の譲渡対象の収容室、2階が犬の譲渡対象の個別の収容室になっており、45室あると言われています。これは、3階に入ってすぐのエントランスホールで、展示ブースとなっております。こちらは、災害時の避難所のペットの一時飼育場所ということで解説スペースになっております。

このように、来館された方が自由に見学できるようになっております。

3階の奥には学習室がございまして、動物関連の図書を整備したり、譲渡時の個別面談ができるように三つの部屋が用意されておりました。こちらは、1階の市民交流施設で、飼育体験実習室となっております。犬を持ち込んでも大丈夫なようにクッショングロアになっていて、滑りにくくなっています。こういったところに幼稚園児を招いて、実際

に犬を連れてきて、ふれあい教室をされているということだそうです。

また、こちらは同じく1階の市民交流施設の講堂、研修室で、150名が収容可能と聞いております。市民の文化活動にも貸し出しをしているということで、私が視察したときには大学生が演劇の練習をされておりました。

こちらは2階のシャンプー、トリミング体験実習室と言いまして、犬を飼われている方がこちらに来て、トリミングの資格を持っているボランティアがトリミングしたり、シャンプーを実践したりしているそうです。

こちらは、2階の動物診療施設になります。

こちらは検査、処置室になりますけれども、最新の動物に関する医療機器をそろえてございました。

こちらは、レントゲン室です。

こちらは、手術室になっております。主には、犬、猫の避妊、去勢をされていると聞いております。

こちらは、2階の犬専用の個別室になります。スクイーズケージと申し上げまして、扉を押すと狭めることが出来る檻になっておりまして、後ろの扉が開いて犬を一旦そちらに置いておきます。凶暴な犬の場合には、動物に手を触れないで、清掃作業や餌やりができるというようなステンレス製の施設がございました。

こちらは、比較的おとなしい犬を収容する施設で、いわゆるペットホテルにあるような個別収容できるような施設になっています。大量の水で洗い流すという作業ではなくて、拭き取り、洗浄しまして、消毒をかけるドライシステムによる衛生管理を行っておりました。

こちらは、2階の譲渡対象になりました犬用の収容個室になります。バックヤード側ですけれども、こういった部屋が45室用意されています。先ほどの施設も含めまして、80頭の収容能力があると聞いております。

こちらは外から見たところですけれども、左上が外の放飼場です。一旦、犬を外に出すことができるようになっています。また、右下は譲渡希望の方が観覧できるように通路がございます。

こちらは、2階の一時収容を終えた猫たちのスペースで、ワクチネーションを終えて避妊、去勢を待っている段階です。私が行ったときには既に109頭の収容がございまして、収容能力としては120頭まで収容できるというふうに聞いております。

こちらは、避妊、去勢も終わりまして、譲渡対象になった猫の部屋です。ちょうど青いカーテンが見えますけれども、その外は譲渡希望の方がご覧になれる窓になっております。

本館の外にある猫の家で、内部が三つほどに分かれておりまして、そこに猫たちが収容されており、とても人なつっこい猫がいて、ふれあい体験や譲渡を推進する施設と聞いております。

このように、人なつっこい猫が寄ってきます。右下は、職員お手製の猫のタワーです。

本館も含めて、各収容室にオゾン脱臭機がついていまして、清掃も行き届いてはいるのですけれども、全く動物のにおいがしない状況でございました。

以上、動物管理センターの向井からご報告いたしました。

○松家委員長 ただいまの報告について、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。

まず、札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の提言（案）について、いかがでしょうか。

○清水委員 まずは、この提言の作成に当たり、お疲れさまでございます。

質問一つと要望一つをお願いします。

2ページの2の（1）に「動物を飼育していない人も責務を負って」と書いてあります
が、これに想定される責務は何でしょうか。

次に、要望です。

3ページの（5）の無料であるところが手数料を設定し有料とすることを要望すると書
いてありますね。そうすると、動物遺棄の増加が考えられると思うのですが、2ページでは罰則規定を設けると明記すると書いてありますので、その罰則を重くしていただきたい
と思います。また、誰にその責任がいくのかということで、2ページのマイクロチップの
挿入ということも設定していただきたいと要望したいと思います。

○桂委員 ご質問とご要望をありがとうございました。

まず、ご要望につきましては、提言を続けていきたいと思います。

先ほどの質問の中の動物を飼っていない人についての部分は、なかなか想像がつかない
のかなと思います。まず、わかりやすいのは、例えば動物が道端でけがをしていたものを見
つけた場合の報告やしかるべきところへの搬入義務も盛り込みたいということあります。

○事務局（向井動物管理センター所長） 飼っていない方も責務を応分に応じるということについてです。

要するに、犬猫を見て虐待的なことをしてはいけないというような文言で書いていければと考えております。また、好きな方と嫌いな方がおりますが、嫌いな方にも動物の愛護を知っていただき、動物と共生していく上では、嫌いな方も動物を愛護するという責務を負うということを文言として入れさせていただいたと考えております。

○清水委員 わかりました。

追加で申しわけないのですが、3ページの糞と尿についてです。

札幌市では雪が降りますので、尿の跡が大変わかりやすく残ります。尿についての適切な処理はどのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

○事務局（向井動物管理センター所長） 札幌市からお答えいたします。

今も私たちは指導に使っているのですけれども、尿をした場合には、ペットボトルに水等を入れて希釈するよう、かけていただきたいと思います。基本的には、散歩に出かける前に排便、排尿をいたします。散歩は、排せつや排尿をするためのものではなく、飼い主

と愛犬がともに運動することを目的にしてほしいというご意見をいただいていたかと思います。

○佐藤委員 今の質問にかかるところが多いのですけれども、例えば、散歩途中の糞尿については、札幌市としてはやめていただきたいという看板をよく見かけますね。これは、マナーの問題ということですが、罰則等はないですか。

○事務局（向井動物管理センター所長） 札幌市からです。

畜犬取締り野犬掃とう条例の中にも糞を放置してはいけないとなっておりますし、たばこのポイ捨て条例の中でも犬の糞を公共の場所に放置してはいけないとなっています。たばこの規制では過料がございますし、畜犬条例でも罰則が適用されます。

○佐藤委員 尿についてはいかがですか。

○事務局（向井動物管理センター所長） 尿については、罰則の規定まではございません。例えば明らかに周辺の環境を著しく損なう事態が生じているということであれば、動物愛護法でも規制されるものだと考えます。

○佐藤委員 飼っている人と飼っていない人の争点になるのが尿の部分が多いのではないかと思うのです。

例えば学校敷地内に糞が落ちていることがあるのです。これは公園についても同じですが、学校は犬の散歩道に使われる場合が多いのです。また、砂場で遊ぶときにも私たちはすごく気を遣うのです。結局、職員が帰った後にどうなっているかもあるのです。

糞は見ればわかるのですけれども、尿についてはなかなか捉え切れないのです。こちらは、強く飼い主の方にお願いするということになると思うのですけれども、明記していただければなと思います。

○松家委員長 要望ということでおろしいですね。

○佐藤委員 もう一つよろしいでしょうか。

先ほど清水委員からありました動物の飼育放棄について理解できなかったのですが、今まで無料であったものを有料化すると考えますと、見られないように動物を捨ててしまうことが逆に増えるような気がするのですけれども、違うのでしょうか。

○松家委員長 モラルハザードですよね。ですから、そこにマイクロチップの挿入となると、どこに捨てても持ち主が追跡できるというトレーサビリティがあるということではないかと思うのです。ですから、これはセットになっていないとあまり意味がないのかと思います。

○事務局（飯田生活衛生担当部長） 追加で言わせていただければ、ごみの有料化というようなことと共通点があるのかなと思っております。最近、マスコミでも報道されるようなことがございますけれども、負担があれば今おっしゃったような不法投棄が出てくるのかと思いますので、有料にするだけでは解決しないものだと思ってございます。

特に委員会からも言われておりましたけれども、市民に対して広く普及啓発することがセットではないとならないと考えております。そもそもこういうことは良くないことだ、

最期まで自分のペットを飼う、安易に捨てないことが必要なことだということを十分知つていただき、なおかつ、こういうことがあれば自己負担しいただくし、不法に投棄をすれば罰則もあるといったようなことを全般的に啓発していかなければならないと思ってございます。

これは川上の議論というのでしょうか、教育なども含めてのことだと思います。ただ、意見をいただきましたので、積極的に進めていきたいと考えてございます。

○松家委員長 半分は小学校の先生方の責任ではないかと思います。きちんと教育していただければと思います。

ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 なければ、この提言書の案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 了承をいただいたものといたします。

そのほかに質問やご意見等はございませんでしょうか。横浜の動物愛護センターについて感想などありますでしょうか。

札幌市に38億円の予算はありますかね。

それでは、札幌市の動物愛護管理のあり方検討委員会における検討事項、提言の審議については、終了したいと思います。

続きまして、議題の札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の設置期間延長に係る承認について、担当部長から説明をお願いいたします。

○事務局（飯田生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の飯田でございます。

引き続きまして、この議題についてご説明をいたしたいと思います。

まず、ただいま提言（案）についてご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ反映していきたいと思ってございます。また、今ご承認をいただきました提言につきましては、後日、上田市長に対して提言書をお手渡しいただきたいと考えてございます。

それでは、今おっしゃっていただきました議題であります札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の設置期間の延長につきましてご説明を申し上げます。

この委員会につきましては、当初は平成27年3月31日までを設置期間としてございましたけれども、本日ご承認をいただきました提言に基づきまして、基本計画の策定や動物愛護管理に関する条例の制定など、今後、私どもが進める諸施策の進捗状況について、そのご確認をいただき、さらなるご意見などを賜るため、設置期間をさらに1年延長いたしまして、平成28年3月31日までとすることにつきましてご承認をいただきたくお願いするものでございます。

○松家委員長 あり方委員会を平成28年3月31日まで1年間延長したいということですけれども、この件に関して承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 ありがとうございます。

札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会における検討事項は、以上で終了しました。

ほかにご質問、ご意見等はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 特にご意見がなければ、本日の議事を全て終了といたします。

本日は、ご出席の皆様方のご協力をいただきまして、無事に議事を終了することができました。何とか1時間半で終わりました。ご協力をどうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

6. 閉　　会

○事務局（吉川健康企画課長）　松家委員長、また、委員の皆様、どうもありがとうございました。

外は既に雪が積もってございます。公共交通機関で来られた方、また、お車で来られた方は、十分気をつけてお帰りいただきたいと思います。

また、来年度の運営協議会の開催日につきましては、改めて委員長とご相談させていただきながら決定させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、皆様、十分お気をつけになってお帰りください。

本日は、どうもありがとうございました。

以　　上